

飯塚市職員倫理条例

平成28年12月1日から施行します

条例制定の理由

職員が公務員としての倫理を保持するとともに、その公正な職務の執行を損なわせるような行為の防止を図ることにより、公務に対する市民の信頼を確保するための措置等を定めるため、現行の「飯塚市職員倫理規程」に、いわゆる「不正な働きかけ」を防止する機能等を兼ね備えたものとなっています。



不正な働きかけとは



職員に対し、公正な職務の執行を妨げる行為又は禁止行為等に違反する行為を行わせ、若しくはその権限を不正に行使させるような働きかけを行う行為をいいます。

- 合理的な理由なく、特定の者に有利な取扱い又は不利益な取扱いを求めること。
- 合理的な理由なく、特定の者に義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げること。 等

※職員が公正な職務執行を行うための制度であり、市民の皆さまの正当な要望等を妨げるものではありません。

不正な働きかけ対応イメージ図

